

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第83号

平成25年度から平成26年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立母子保健総合医療センターの非常用自家発電機及び中央電気室・小児棟電気室直流電源装置更新工事について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成25年 9 月24日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

1 担当部署（問い合わせ先）

大阪府和泉市室堂町840

（TEL (0725) 56-1220）

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ

2 工事概要等

(1) 工事名

大阪府立母子保健総合医療センター 非常用自家発電機及び中央電気室・小児棟電気室直流電源装置更新工事

(2) 工事場所

大阪府和泉市室堂町840

(3) 工事概要

老朽化した非常用発電機 2 台の更新及び中央電気室・小児棟電気室の直流電源装置の更新工事を実施する。

(4) 工期

契約締結日から平成 27 年 2 月 27 日（金）まで

（但し、中央電気室・小児棟電気室直流電源装置更新工事については平成26年 3 月31日（月）までに完了させること。）

(5) 入札手続

本入札は、郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。）により、入札参加資格申請書類及び入札書等の提出を行う。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 大阪府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) この公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に

該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。
また、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であつて、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者。ただし、入札参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(7) 電気工事について、建設業法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を有すること。

(8) 電気工事について、平成 25 年度の大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、等級区分が A 等級で、総合点数 1,300 点以上であること。

(9) 電気工事について、平成 24 年 3 月 23 日以後の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること。
ただし、一般競争入札参加確認申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該条件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を入札執行の日までに受ける見込みであること。

(10) 電気工事について、平成 15 年度以降に元請として、200 病床以上の病院における非常用発電設備（ディーゼルエンジン、6 K V 以上、500 K V A 以上）の更新を含む電気設備工事の施工実績があり、引き渡しを完了させた者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、建築一式工事の実績は認められない。）

(11) 200 病床以上の病院における非常用発電設備（ディーゼルエンジン、6 K V 以上、500 K V A 以上）の更新を含む電気設備工事を平成 15 年度以降に担当した実績を有する監理技術者を専任で配置できること（本入札の参加資格確認申請書提出日において 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る）。

4 入札説明書等の交付

入札説明書及び入札参加資格確認申請書等を次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成25年9月24日（火）午前9時から同年10月1日（火）正午まで

(2) 交付方法

大阪府立母子保健総合医療センター（以下「医療センター」という。）のホームページにおいてダウンロードができる。

ホームページURL：<http://www.mch.pref.osaka.jp>

5 入札参加資格確認審査手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、医療センターの確認を受けなければならない。

ア 提出期間

平成25年9月24日（火）から同年10月1日（火）午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

〒594-1101 和泉市室堂町840

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設・保全グループ

- (2) 入札参加資格確認結果通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。（切手料金はA4判普通紙1枚と封筒分の重量とする。）

(3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成25年10月3日（木）に通知するものとする。

(4) その他

申請書類の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された申請書類は、返却しない。

6 設計図書等の交付

- (1) 5(3)の結果により入札参加資格を認められた者に対し、入札要領、入札心得、契約書（案）、図面、及び補足説明書（以下「設計図書等」という。）を平成25年10月3日（木）より医療センターホームページより交付する。

(2) 設計図書等は、本入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時

平成25年10月23日（水）午前10時

(2) 場所

和泉市室堂町840

大阪府立母子保健総合医療センター 本館2階 中央会議室

(3) 郵送等による入札書、工事費内訳書（以下「入札書等」）の受付期間及び提出場所

ア 提出期間

平成25年10月3日（木）から同月21日（月）午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

〒594-1101 和泉市室堂町840

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ

(4) 提出に当たっては、本工事における入札参加資格確認結果通知書（写し可）、入札結果通知書返送用封筒及び当該入札額の根拠とする工事費内訳書を同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。（切手料金はA4判普通紙1枚と封筒分の重量とする。）

(5) 入札の結果

入札の結果は、落札者に通知するとともに、入札参加者に「入札結果通知書」を発送する。

(6) その他

ア 入札書等の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、入札参加者の負担とする。

イ 入札に際し、入札参加者は、当該入札額の根拠となる工事費内訳書を提出するものとする。

8 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 本工事の入札は、あらかじめ予定価格及び最低制限価格を公表して行う。

予定価格等は、平成25年9月24日(火)から医療センターのホームページにより公表する。

ホームページURL: <http://www.mch.pref.osaka.jp>

- (3) 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札参加者の中から医療センターよりあらかじめ選定された入札立会人及び当該入札事務に関係のない医療センター職員を立ち会わせて行う。

- (4) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、入札執行に関する発言等は認めない。

9 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

10 契約保証金

- (1) 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

ア 納付期日

契約締結の日

イ 納付場所

和泉市室堂町840

大阪府立母子保健総合医療センター 事務局 施設保全グループ

- (2) 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第2号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11 誓約書の提出の確認

落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

12 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において3の入札参加資格を満たさない者のした

入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

8 (2)の予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき価格と同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。このとき、入札立会人が該当していればその者がくじを引き、該当しない場合は当該入札事務に関係のない医療センター職員にくじを引かせて落札者を決定する。

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 契約手続等

(1) 契約書を作成する。

(2) 落札者が医療センターの示した条件に違反した場合は、契約を締結しないことがある。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1に同じ。

(3) 当該工事に直接関連する他の工事の契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無